

■議案第30号 四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

本年4月1日に施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）に基づく会計年度任用職員については、本条例が適用され、第2条により「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。」となりますが、勤務時間、職種及び勤務場所が様々であり、また、年度当初に多くの方を任用することから、会計年度任用職員の負担軽減と事務の簡素化のため、宣誓を別の方法で行うことができよう規定を整備するものです。

なお、本条例改正後の会計年度任用職員の宣誓の方法については、次の取扱いを予定しています。

- ① 署名をした宣誓書を提出することで足りるものとする。
- ② 同一の職員を翌年度において再度任用した場合には、先の任用時の宣誓をもって、行ったものとみなすこと。
- ③ JETプログラム参加者（ALT等）は、自治体国際化協会が全国統一的に進めている任用時の服務に関する同意書への署名をもって行ったものとする。

【改正内容】

会計年度任用職員の服務の宣誓については、別の定めによりことができる規定を第2条に追加します。

【新旧対照表】

改正後	改正前
（服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければその職務を行ってはならない。 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。	（服務の宣誓） 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

【根拠法令等】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

（服務の宣誓） 第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
--